

# 石川県公報

平成26年3月7日  
第12677号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

規 則		公安委員会	
○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬総務課)	1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6
告 示		選挙管理委員会	
○一般競争入札の落札者等 (管財課)	2	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	8
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	2	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○石川県が実施する勝馬投票法の種類ごとの払戻率 (競馬総務課)	2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
公 告		○県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	9
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	3	内水面漁場管理委員会	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	3	○共同漁業権漁場の平成26年度目標増殖量	9
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	4	○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	11
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	5		

## 規 則

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

石川県知事 谷本正憲

### 石川県規則第七号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則（昭和五十二年石川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

（投票委員）

第十六条 投票委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 法第二十二条において読み替えて準用する法第六条第一項及び第二項の規定による勝馬投票券（以下「勝馬投票券」という。）の発売に関する事務
- 法第二十二条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による払戻金（以下「払戻金」という。）の交付に関する事務
- 法第二十二条において読み替えて準用する法第十二条第六項の規定による返還金（以下「返還金」という。）の交付に関する事務

第七十八条第二項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第七十九条の二中「競馬場内の一定の場所に掲示しなければならない」を「公表するものとする」に改める。

第八十一条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（払戻金）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条の二 法第二十二条において読み替えて準用する法第八条第一項に規定する都道府県が定める率は、百分の七十以上百分の八十以下の範囲内で知事が別に定める。

第八十二条の前に見出しとして「（払戻金及び返還金の交付の方法）」を付する。

第八十五条第一項ただし書中「おいて」の下に「準用する」を加え、「第四条ただし書」を「第五条ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

---

**告 示**

---

**石川県告示第66号**

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
広域搬送拠点臨時医療施設用資機材 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成26年2月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富木医療器株式会社  
金沢市問屋町二丁目46番地
- 5 落札金額  
120,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年12月27日

---

**石川県告示第67号**

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法  
超高速全身撮影型2管球搭載CT装置 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局経理課用度係  
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成26年1月21日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸文通商株式会社  
金沢市松島1丁目40番地
- 5 落札金額  
194,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年12月10日

---

**石川県告示第68号**

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和52年石川県規則第18号)第81条の2に規定する勝馬投票法の種類ごとの払戻率を次のとおり定める。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 勝馬投票法の種類ごとの払戻率

勝馬投票法の種類	払戻率
1 単勝式勝馬投票法	100分の80
2 複勝式勝馬投票法	100分の80
3 枠番号二連勝単式勝馬投票法	100分の75
4 馬番号二連勝単式勝馬投票法	100分の75
5 馬番号三連勝単式勝馬投票法	100分の72.5
6 枠番号二連勝複式勝馬投票法	100分の75
7 普通馬番号二連勝複式勝馬投票法	100分の75
8 拡大馬番号二連勝複式投票法	100分の75
9 馬番号三連勝複式勝馬投票法	100分の72.5

2 実施する日

平成26年4月1日

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成26年2月13日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グッジョブ内灘

3 代表者の氏名

宮前 貴男

4 主たる事務所の所在地

河北郡内灘町西荒屋イ1番地5号

5 定款に記載された目的

この法人は、就労を希望する障がい者に対して、社会生活に適用できるように継続的に訓練などを通して就労支援ができる障がい者福祉サービス事業所を開設し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

映画上映等を通して家族の絆、命の大切さを伝え社会教育の推進を図ることを目的とする。

被災地の児童等との交流を通して絆を深め子どもの健全育成を図る事を目的とする。

### 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成26年2月18日

2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 共永

3 代表者の氏名  
山上 賢二

4 主たる事務所の所在地  
白山市上野町東95番1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日  
平成26年2月20日

2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 藤乃会

3 代表者の氏名  
藤田 正則

4 主たる事務所の所在地  
能美郡川北町字田子島ほ17番1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者（主として知的障害）及びその家族に対して、介護等活動支援と日中活動支援といった障害者本人の自立支援や社会参加促進、そしてその家族に対する相談・助言活動を行い、障害者が地域であたりまえに生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレッシュアリーナ畝田店  
金沢市畝田西三丁目600番ほか21筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) フレッシュアリーナ畝田店

金沢西部第二土地区画整理事業施行地区内1街区11号

(変更後) フレッシュアリーナ畝田店

金沢市畝田西三丁目600番ほか21筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東京ストアー

代表取締役 箕田 秀夫

金沢市西都二丁目4番地

(変更後) 株式会社東京ストアー

代表取締役 赤倉 一郎

金沢市八日市出町822番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東京ストア  
代表取締役 箕田 秀夫  
金沢市西都二丁目4番地

(変更後) 株式会社東京ストア  
代表取締役 赤倉 一郎  
金沢市八日市出町822番地

3 変更の年月日

2(1)は平成18年1月28日

2(2)及び(3)は平成25年7月1日

4 変更する理由

2(1)は店舗の所在地が土地区画整理法による換地処分によって変更したため

2(2)及び(3)は建物設置者及び小売業者の株式会社東京ストアが、本店所在地及び代表者を変更したため

5 届出年月日

平成26年2月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年3月7日から同年7月7日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年7月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッシュアリーナ畝田店

金沢市畝田西三丁目600番ほか21筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 96台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 64台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から翌日の午前0時まで(年間60日まで午前9時から)

(変更後) 午前9時から翌日の午前0時まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から翌日の午前0時30分まで(年間60日まで午前8時30分から、一部午後9時30分まで)

(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで(一部午後9時30分まで)

3 変更する年月日

2(1)は平成26年11月1日

2(2)及び(3)は平成26年2月28日

4 変更する理由

2(1)は指針による必要駐車台数計算式の結果に基づき、必要駐車台数を変更（減少）することになったため

2(2)は小売業者の株式会社東京ストアーが、営業時間を変更することになったため

2(3)は営業時間の変更に伴い、来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する必要があるため

5 届出年月日

平成26年2月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年3月7日から同年7月7日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年7月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第22号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月7日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）寺井警察署管内の表48の項を次のように改める。

48	五間堂交差点	能美市五間堂町戊部7番地先 国道8号（金沢西バイパス）と県道根上寺井線との交差点	S56.11.12
----	--------	---	-----------

別表第2（一方通行の指定）金沢中警察署管内の表84の項を次のように改める。

84	市道2級幹線 311号武蔵片町線	金沢市片町2丁目2番35号先から 金沢市片町2丁目2番35号先まで	約10 メートル	終日	自動車及び 原動機付自 転車	片町1丁目交 差点方向から 木倉町に至る 方向
----	---------------------	--------------------------------------	-------------	----	----------------------	----------------------------------

別表第2（一方通行の指定）津幡警察署管内の表115の項を次のように改める。

115	国道8号（津幡 北バイパス）	河北郡津幡町字庄タ26番地2先から 河北郡津幡町字庄ツ12番地2先まで	約382 メートル	終日	車両	北側チェーン 着脱場から津 幡町字倉見方 面に至る方向 （流入路）
-----	-------------------	--	--------------	----	----	---

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表228、434の項を次のように改める。

228	国道8号	河北郡津幡町字中須加ち43番地1先	津幡町湖東方向から 津幡バイパス海 側側道金沢市方向 への右折	車両	終日
-----	------	-------------------	--	----	----

434	国道8号(津幡北バイパス)	河北郡津幡町字庄ツ12番地2先	北側チェーン着脱場方向から津幡町字加茂方向への右折	車両	終日
-----	---------------	-----------------	---------------------------	----	----

別表第7(歩行者用道路)白山警察署管内の表に次のように加える。

55	市道月橋町34号線	白山市月橋町644番地先から 白山市小柳町ろ265番地2先まで	約1,000メートル	終日	自動車及び原動機付自転車(許可車、指定車、農耕車を除く。)
----	-----------	------------------------------------	------------	----	-------------------------------

56	市道月橋町35号線	白山市月橋町656番2先から 白山市月橋町699番地2先まで	約100メートル	終日	自動車及び原動機付自転車(許可車、指定車、農耕車を除く。)
----	-----------	-----------------------------------	----------	----	-------------------------------

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)珠洲警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	農道農免珠洲線	珠洲市飯田町よ部7番地2先から 珠洲市上戸町北方ほ41番地先まで		終日	約2,260メートル
---	---------	-------------------------------------	--	----	------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)2以上の警察署管内にまたがる表25、47の項を次のように改める。

25	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市広岡2丁目12番27号先から 金沢市湊4丁目13番地1先まで		終日	約4,000(金沢東署約600、金沢西署約3,400)メートル
----	-------------	--------------------------------------	--	----	---------------------------------

47	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市広岡3丁目1番1号先から 金沢市湊4丁目26番地6先まで		終日	約4,000(金沢東署約600、金沢西署約3,400)メートル
----	-------------	------------------------------------	--	----	---------------------------------

別表第10の2(普通自転車の歩道通行部分)2以上の警察署管内にまたがる表1、2の項を次のように改める。

1	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市広岡2丁目12番27号先から (広岡交差点) 金沢市西念4丁目25番8号先まで (西念交差点)		普通自転車	約1,800(金沢東署約600、金沢西署約1,200)メートル
---	-------------	---	--	-------	---------------------------------

2	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市広岡3丁目1番1号先から (広岡交差点) 金沢市駅西新町3丁目2番10号先まで (西念交差点)		普通自転車	約1,800(金沢東署約600、金沢西署約1,200)メートル
---	-------------	---	--	-------	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表10の項を次のように改める。

10	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線	かほく市高松甲之部13番地1先から かほく市高松甲之部17番地8先まで (高松インターチェンジ山側ランプウエ イ)	約360 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車
----	----------------------------	--	--------------	----------------	----	-----

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表39の項を次のように改める。

39	農道農免珠洲線	珠洲市飯田町よ部7番地2先から 珠洲市上戸町寺社ろ字64番地1先まで	約2,980 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機 付自転車及び けん引①②③ を除く。）
----	---------	---------------------------------------	----------------	----------------	----	-------------------------------------

別表第20（停止禁止部分の指定）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

1	市道羽咋286号 線	羽咋市石野町ホ40番地先 (道路標示等により表示する部分)			終日	車両
---	---------------	----------------------------------	--	--	----	----

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表662の項を次のように改める。

662		削	除
-----	--	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表573の項を次のように改める。

573		削	除
-----	--	---	---

別表第10（普通自転車歩道通行可）金沢西警察署管内の表32の項を次のように改める。

32		削	除
----	--	---	---

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月7日

石川県選挙管理委員会

18,851人

### 石川県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月7日

石川県選挙管理委員会

217,819人

### 石川県選挙管理委員会告示第29号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月7日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,597人
七 尾 市 選 挙 区	15,905人
小 松 市 選 挙 区	28,968人
輪 島 市 選 挙 区	8,541人
珠 洲 市 選 挙 区	4,746人
加 賀 市 選 挙 区	19,676人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,464人
か ほ く 市 選 挙 区	9,364人
白 山 市 選 挙 区	30,071人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,439人
野 々 市 市 選 挙 区	13,194人
河 北 郡 選 挙 区	17,085人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,382人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,262人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,494人

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 30 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年3月7日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,819人

#### 内水面漁場管理委員会

#### 石川 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）に掲げる共同漁業権漁場の平成26年度目標増殖量を次のとおり定める。

平成26年3月7日

石川 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

免 許 番 号  (漁 場 名)	目 標 増 殖 量										
	増 殖 手 法										
	放 流										あ ゆ 産卵床 ㎡
あ ゆ	こ い	ふ な	いわな	やまめ (さくら ますを 含む)	うなぎ	わ さ か ぎ	ぬ ま ち ち ぶ	て なが え び	か じ か		
	kg 尾	尾	尾	尾	尾	kg	万粒	尾	尾	尾	
内共第1号 (大聖寺川)	800 (229,000)			20,000	12,000	10					
内共第2号 (柴山潟)		30,000	18,000			25					
内共第3号 (動橋川)	350 (100,000)	2,500	2,500	5,000	5,000	20		2,000	5,000	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	88 (25,000)			10,000	10,000						
内共第5号 (手取川・大日川)	1,365 (390,000)			11,000	22,000						5,000
内共第6号 (直海谷川)				18,000	15,000						
内共第7号 (瀬波川)				19,000	4,000						
内共第8号 (尾添川)				15,500	1,000						
内共第9号 (御坊谷川)				1,800	1,000						
内共第10号 (大日川)				10,000	4,000						
内共第11号 (下田原川)				27,000	8,000						
内共第12号 (赤谷川)				27,000	8,000						
内共第13号 (手取川)				70,000	10,000						
内共第14号 (大嵐谷川)				1,000	1,000						
内共第15号 (小嵐谷川)				1,000	1,000						
内共第16号 (犀 川)	850 (243,000)			5,000	15,000					5,000	5,000
内共第17号 (浅野川)	920 (263,000)			3,000	7,000					3,000	
内共第18号 (森下川)	100 (29,000)				3,000						
内共第19号 (大海川)	210 (60,000)			3,000	7,000						
内共第20号 (邑知潟)			18,000								
内共第21号 (赤浦潟)		10,000					100				
内共第22号 (河原田川)	230 (66,000)										750
内共第23号 (町野川)	210 (60,000)	3,000								2,000	
計	5,123 (1,465,000)	45,500	38,500	247,300	134,000	55	100	2,000	5,000	12,500	10,750

注1 こい及びふなについては、1尾の全長の平均を5cm以上とする。

2 いわな及びやまめについては、1尾当たりの重量を3g以上とする。

- 3 あゆの尾数については、1尾当たり3.5gとしての換算概数とする。
- 4 ぬまちちぶについては、1尾当たり5gとしての換算概数とする。
- 5 てながえびについては、1尾当たり4gとしての換算概数とする。
- 6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

---

**石川県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止(平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成26年3月7日

石川県内水面漁場管理委員会  
会 長 又 野 康 男

2中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

